

違法駐車対策に関する留意事項について

令和 7 年 5 月 23 日  
大通達甲（交指）第 7 号  
交通部長から交通部各課・隊長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、違法駐車対策に関する留意事項について定めたものである。